

相続登記に必要な書類

1. 被相続人（亡くなられた方）について

- ① 戸籍謄本……死亡時から出生まで遡って全て。よって除籍謄本、改製原戸籍謄本等が必要になる場合があります。
- ② 住民票（除票、戸籍の附票）……登記簿上の住所と本籍地が異なる場合。
(※本籍地の記載があるもの)

2. 相続人（全員）について

- ① 相続人全員の戸籍謄本
- ② 相続人全員の住民票(※本籍地の記載事項があるもの)
- ③ 印鑑証明書……法定相続以外の場合。

その他、相続分特定に必要な書類（遺産分割協議書等）は、
当事務所で作成いたします。

3. その他の必要書類

- ① 固定資産税評価証明書……市区町村の固定資産税課で発行しています。
(申請年度の固定資産税通知書でも代用できます。原本必要です)
※「名寄（なよせ）」も交付してもらおうと遺産の確認ができて便利です。
- ② 権利書（登記済証）……登記には使いませんが、遺産に漏れがないか確認できます。

【注】遺言書がある場合

上記1の①、及び2の①～④に代えて、遺言書・遺言者の死亡時の戸籍謄本・
指定相続人又は受遺者の戸籍謄本及び住民票

【登録免許税】

固定資産税評価額 × 1000分の4 (0.4%)

※ その他ご不明な点につきましては、お気軽にご相談ください。

〒221-0061 横浜市神奈川区七島町120番地

司法書士法人山下合同事務所

司法書士・土地家屋調査士 山下 勉

司法書士 那須 友介

司法書士 矢島 久

司法書士 佐々木 雅史

TEL 045(432)7450 FAX 045(431)9155

URL: <http://www.yamago.or.jp>